



平成27年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	平成28年5月18日	
法人名	社会福祉法人青谷福社会	
担当 (連絡先)	電話 : 0857-85-0117 ファクシミリ : 0857-85-5025 電子メール : aofuku-narisuna@ncn-t.net	

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
1 区分 III-1 人事管理の状況 貴法人定款第12条第2項の規定によると、施設長は、評議員会の同意を得て理事長が任免するとなっているが、定款細則第6条第8号で施設長(管理者)の任免及びその他重要な人事は、理事会の議決事項と定めてあり、定款との整合性がとれていない。 なお、定款準則では、施設長の任免については、理事会の議決を経て理事長が任免するとなっているので定款の変更を検討されたい。	社会福祉法人制度改正に伴い、平成28年度中に定款変更を予定していますので、併せて整備します。	H28年度
2 区分 III-3 会計管理の状況 貴法人経理規程第23条の規定によると、日々入金した金銭は、収入後7日以内に金融機関に預け入れなければならないとなっているが、入金ができなかった。貴経理規程に則って適切に処理を行うこと。(青谷こども学園)	経理規程に則し適切に処理を行うように各担当者へ周知しました。	改善済
3 区分 III-3 会計管理の状況 月次報告は、貴法人経理規程に基づいて行われているが、規定に定められた期日までに行われているかどうか確認できなかった。貴法人経理規程に則って処理すること。	月次報告書に作成日及び報告日の記載欄を追加しました。	改善済